

## 福島大学外部資金に係る間接経費等取扱規程

平成18年3月31日

改正 平成19年3月30日

平成21年3月31日

平成22年3月31日

平成28年3月30日

平成30年3月20日

平成31年3月19日

令和2年3月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、福島大学(以下「本学」という。)における外部資金に係る間接経費及び管理費(以下「間接経費等」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(間接経費等の目的)

第2条 外部資金の間接経費等は、本学の管理的経費及び研究機関としての機能向上に充てることを目的とする。

(対象)

第3条 間接経費等を導入する外部資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 競争的資金
- 二 受託研究経費(競争的資金を除く。)
- 三 共同研究経費
- 四 研究員等の受入に係る研究料等(以下「研究員等研究料」という。)
- 五 奨学寄附金
- 六 部局が主体となつて行う事業(以下「部局実施事業」という。)の収入(以下「事業収入」という。)
- 七 受託事業経費(競争的資金・研究員等研究料を除く。)
- 八 学術指導委託料

(間接経費等の額)

第4条 競争的資金の間接経費は、法律及び通知等で定めるところによる。

- 2 受託研究経費の間接経費は、福島大学受託研究等取扱規則(平成12年5月16日制定)第7条第2項の定めるところによる。

- 3 共同研究経費の間接経費は、福島大学共同研究取扱規則（平成12年5月16日制定）第7条第4項の定めるところによる。
  - 4 研究員等研究料の管理費は、研究料等の5%に相当する額とする。
  - 5 奨学寄附金の管理費は、寄附金の5%に相当する額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該管理費を免除し、又は5%に相当する額と異なる額とすることができる。
    - 一 応募、申請、審査の手続きを経て受ける研究助成金としての性格を有する奨学寄附金
    - 二 附属学校園への奨学寄附金で寄附者が附属学校園教育後援会等であるもの
    - 三 基金として受入れた奨学寄附金
    - 四 1件当たりの寄附金が50万円以下の奨学寄附金
    - 五 個人からの奨学寄附金
    - 六 その他学長が特に必要と認めたもの
  - 6 部局実施事業の管理費は、事業収入の10%に相当する額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該管理費を免除し、又は10%に相当する額と異なる額とすることができる。
    - 一 児童、生徒等を対象として実施した事業
    - 二 広報を主な目的として実施した事業
    - 三 その他学長が特に必要と認めたもの
  - 7 受託事業経費の間接経費は、福島大学受託研究等取扱規則（平成12年5月16日制定）第7条第2項の定めるところによる。
  - 8 学術指導委託料の管理費は、福島大学学術指導取扱規程（平成31年3月19日制定）第7条第2項の定めるところによる。

（間接経費等の用途）
- 第5条 外部資金の間接経費等の用途は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 研究実施に伴い必要となる事務等管理経費に関すること
  - 二 研究開発環境の改善に関すること
  - 三 大学全体の機能向上の活用に関すること
- （間接経費等の精算）
- 第6条 競争的資金、受託研究経費、共同研究経費、奨学寄附金及び学術指導委託料において、当該研究者が転退職した場合及び研究を中止した場合は、直接経費等の執行状況

をもとに精算する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、間接経費等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。